

---

## 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」について

---

### < 経 緯 >

平成13年4月6日 議員立法により法成立。4/13公布 10/13施行（支援センターの部分はH14.4.1）

平成16年5月27日 議員立法により一部を改正する法律が成立。6/2公布 12/2施行

平成19年7月11日 一部改正法公布。平成20年1月11日施行

### < 法律の概要 >

この法律は、配偶者からの暴力を直接的に禁止する規定を設けてはならず、被害者の保護と更なる暴力の防止を目的としている。

配偶者間であろうと、暴力行為は、（被害者の告訴により）刑法による罪に問われる。

...暴行、傷害、脅迫、強要、強姦他

#### 1 配偶者からの暴力の定義（第1条）

配偶者...事実婚を含む。DV行為の後に離婚（事実婚解消も）を含む。

暴力...「身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの」

または「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」 精神的暴力、性的暴力

ただし、警察の介入については、身体に対する暴力のみを対象とする。

#### 2 国及び地方公共団体の責務（第2条）

- ・配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。
- ・国は基本方針を定めなければならない。
- ・都道府県は、基本方針に即して、基本計画を定めなければならない。
- ・市町村は、基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案して、基本計画を定めるよう努めなければならない。（H19改正により新設）

#### 3 配偶者暴力相談支援センター等（第3条～第5条）

(1)都道府県は、婦人相談所等の施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにする。市町村は適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすように努める。（H19改正により努力義務化）

(2)センターの役割（下記 ~ のどれか1つでも行えばセンターとすることができる。）

相談、相談機関の紹介

医学的・心理学的な指導

緊急時の安全確保及び一時保護

一時保護は婦人相談所または婦人相談所が委託した者が行う

自立支援（就業促進、住宅確保、援護等の制度利用等）について情報提供・助言、関係機関との連絡調整

保護命令制度利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整

居住・保護施設利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整

#### 4 被害者の保護、苦情処理（第6条～第9条）

発見者...センター又は警察官への通報する努力義務（身体に対する暴力に限る）  
医師、医療関係者...被害者の意思を尊重のうえ、センター又は警察官へ通報できる。

センター等の利用について、被害者に情報を提供する努力義務  
センター...保護についての説明、助言、勧奨。民間団体との連携  
警察官、警察本部長又は警察署長...被害防止のための援助  
福祉事務所...自立支援のための措置（努力義務）

#### 5 保護命令（第10条～第22条）

裁判所が行う。身体に対する暴力だけでなく、脅迫により、生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときにも発することが可能。（H19改正）

被害者の申立てにより、当該配偶者に対し次のような命令（保護命令）を行う。

退去命令... 2月間（改正前は2週間）。住居からの退去、住居付近のはいかい禁止  
接近禁止命令... 6月間。被害者と同居の未成年の子供を含む（再度申立も可）  
身辺へのつきまとい、住居や勤務先等付近のはいかい禁止

（ と が単独の場合も、同時に命令される場合もある）

H19改正により、面会や無言電話、連続しての電話やFAX、電子メール、行動の監視に関する事項を告げること、汚物や動物の死体等、著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付、名誉を害する事項を告げる、性的羞恥心を害する事項を告げること又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等のいずれの行為も禁止する命令を発することができるようになった。また、事情により被害者の親族等への接近禁止命令も可能となった。

#### 6 職務関係者による配慮（第23条）

被害者の国籍、障害の有無等を問わず、人権尊重、安全確保、秘密保持に配慮しなければならない。

#### 7 平成19年度の一部改正点（H19.7.11公布、H20.1.11施行）

保護命令の対象となる加害者の行為や保護される対象が、大幅に広げられた。

- ・ 保護命令の対象となる配偶者からの暴力に、「生命・身体に対する脅迫行為」を加え、将来危害が生じる恐れが大きいと認められるときにも保護命令を出せるようになった。
- ・ 被害者本人だけでなく、被害者の親族や関係者の一部にも保護対象を拡大された。
- ・ 保護された被害者に対しては、メールや電話などの接触も禁止対象とされた。

市町村に対し、基本計画作成や配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務が課せられた。

裁判所が保護命令を発した場合、被害者が相談した支援センターへ保護命令を出した旨を通知することとなった。

## 8 国の「基本方針」改定について（H20.1.11改定）

『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針』（別添冊子参照）

内容は大きく3つに分かれる

基本的な考え方

施策の内容に関する重要事項

施策の実施に関する重要事項

法改正を受け国が内容を改定。地域での支援体制強化のため、市町村の基本計画策定に関すること、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする各機関の役割、医療機関、教育機関、民間団体等との連携、教育啓発など、前回の基本方針に比べ、全体的により詳細で具体的な内容となっている。

なお、前回の基本方針では、3年後の方針の見直しが明記されていたが、今回は見直し時期については明記せず、「基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。

（平成14年、16年改正の配偶者暴力防止法（附則）に明記されていた3年後の法の見直し  
が、今回の改正法には盛り込まれなかったため。）